

# 訪問看護重要事項説明書

訪問看護サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 事業の目的と運営方針

目的

在宅療養を希望する方の訪問看護

運営方針

- (1) 要介護支援状態となった場合において、その利用者が可能な限り、その居宅で能力に応じ自立した日常生活が送れるよう配慮してサービス提供を行う。
- (2) 利用者の心身の状況、そのおかれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切に訪問看護を提供する。
- (3) サービス提供にあたっては、意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって行う。

## 2 事業者（事業所）概要

法人名	医療法人社団 悠仁会
理事長	石川 直将
事業所名	ほほえみ訪問看護リハビリステーション
管理者	山本 亮司
所在地	横浜市旭区下川井町254-2 フォレストヴィラB
電話番号	045-744-9243
FAX番号	045-744-6553
介護保険指定番号	1463290160
サービス提供地域	横浜市旭区、泉区、瀬谷区、保土ヶ谷区、緑区、戸塚区

### 3 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名 (日勤) 9:00～18:00		所属職員の管理、適切な事業の運営統括、管理上支障がない場合事業所の他の職務に従事します。
看護職員	2名 (日勤) 9:00～18:00	3名	訪問看護計画書及び報告書を作成し訪問看護を提供します。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	3名	3名	訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当します。

### 4 サービス提供の時間帯

営業日	月曜日～土曜日・祝祭日も営業 ※12月29日～1月3日を除く
営業時間	9:00～18:00
サービス提供時間	9:00～18:00
緊急訪問	24時間対応可能な体制あり

※本人の御要望や、主治医指示により営業日以外に訪問を行うこともあります。

### 5 サービスの内容

訪問看護(介護・介護予防・医療・精神)は、利用者の居宅において、看護師等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

内容は、主治医(かかりつけ医師)の指示書に基づき、次のサービスを提供します。

訪問看護ステーションからの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものです。

#### 1 訪問看護の内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 療養上必要な日常生活の援助
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症患者の看護

- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
  - ⑧ カテーテル等の管理
  - ⑨ ターミナルケア
  - ⑩ 医師の指示による医療処置
  - ⑪ 精神的ケア
  - ⑫ 家族支援
- 2 訪問看護計画書、介護予防訪問看護の計画書の作成（准看護師を除く）及び利用者またはその家族への説明、提供
  - 3 訪問看護計画、介護予防訪問看護に基づく指定訪問看護
  - 4 訪問看護報告書の作成（准看護師を除く）
  - 5 主治医等関係者への情報提供

## 6 利用料

- ①料金表 介護報酬告示上の額（別紙参照）  
介護費用は、決められた単位数に地域単価を乗じた金額となります。  
利用者負担金は、介護費用の介護保険負担割合に基づき算出します。
- ②利用者負担金は、介護保険法令に基づいて定められているため、契約期間中に介護保険法令等が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。その場合、改定決定後速やかに通知します。
- ③医療保険をご利用の際には診療報酬により定められている費用のお支払いが必要になります。
- ④利用料金は原則として口座引落とし、確認後、領収書を発行します。

## 7 キャンセル規定

- ① 利用者が、サービス提供をキャンセル、変更する場合は、訪問当日朝9時までにご連絡ください。
- ② 訪問キャンセルについて連絡がなかった場合、キャンセル料として介護報酬の利用者負担分をお支払頂きます。但し緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

## 8 保険情報の確認

介護保険の認定更新時等に介護保険証・負担割合証の確認  
医療保険・各種医療証の確認をさせていただきます。

## 9 事故発生時・緊急時の対応方法

- ① サービス提供中に万が一事故が発生した場合、様態の変化があった場合、その状態により主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所及び市町村等へ連絡します。
- ② 事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

## 10 感染症対策の強化

- ① 感染症の予防・蔓延の防止の為の対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催し、その結果について職員等に周知徹底を図ります。  
また、指針の整備と研修・訓練の実施を図っていきます。
- ② サービス中に出たゴミはご利用者様宅にて処分をお願いします。

## 11 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を定期的で開催し、指針の整備、研修の実施、担当者を定める事を義務付けられています。

## 12 身体拘束等の適正化の推進

- ① 身体拘束の原則禁止  
利用者、又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き身体拘束をおこないません。
- ② やむを得ず身体拘束を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 13 業務継続に向けた取り組みについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画

に従って必要な措置を講じます。

- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 1.4 災害発生時の対応

- ① 災害発生時はその規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。
- ② 災害発生時はその規模や被害状況により業務の途中でも退室させていただく可能性があります。
- ③ 災害時の情報、災害状況を把握し安全を確保したうえで利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- ④ 災害発生時はその規模や被害状況により一時的に他事業所が訪問看護を提供する場合があります。

#### 1.5 職員の禁止行為

- ① 利用者・家族の金銭等の預かり（利用料の集金は除く）
- ② 利用者・家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供

#### 1.6 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします

当事業所 お客様相談窓口	窓口担当者 管理者 山本亮司 ご利用時間 平日 9:00 ~ 18:00 電 話 045-744-9243 FAX 045-744-6553
居宅介護 支援事業所	事業所名 ご利用時間 電 話 居宅介護支援専門員
保険団体窓口	神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談課 ご利用時間 平日 8:30 ~ 17:15 電 話 045-329-3447 ※ 苦情申立書を当事業所に置いております。

神奈川県	保健福祉局 福祉部 障害福祉課	045-210-4713(代)
横浜市	横浜市はまふくコール (横浜市苦情相談コール センター)	045-263-8084
横浜市 保土ヶ谷区	高齢・障害支援課	045-334-6262(代) 045-334-6383
横浜市 戸塚区	高齢・障害支援課	045-866-8484(代) 045-866-8463
横浜市 旭区	高齢・障害支援課	045-954-6161(代)
横浜市 緑区	高齢・障害支援課	045-930-2323(代) 045-930-2433
横浜市 瀬谷区	高齢・障害支援課	045-367-5656(代) 045-367-5715
横浜市 泉区	高齢・障害支援課	045-800-2323(代) 045-800-2417

## 1.7 その他

訪問看護ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内 継続研修 年1回  
参加者は法人内発表会及び報告し、研修内容を共有し、職員の質的向上を図るものとする。
- ② 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ③ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- ④ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団悠仁会と管理者との協議に基づいて定めるものとする
- ⑤ 利用者に対する指定訪問看護及び指定予防訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない

契約の締結に当たり、前記のとおり重要事項を説明し交付致しました。

令和 年 月 日

〔事業者〕

住 所 横浜市旭区下川井町254-2  
フォレストヴィラB

事業者名 医療法人社団 悠仁会  
ほほえみ訪問看護リハビリステーション

代表者名 理事長 石川 直将

管理者名 山本 亮司 印

介護保険指定番号 1463290160

説明者： 山本 亮司

重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け同意し受領しました。

〔利用者〕

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

〔利用者家族または代理人〕

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_